

令和2年12月4日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジ、自転車に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 (うち草焼きバーナー1件) 1件

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故

4件

- (うち電子レンジ1件、リチウム電池内蔵充電器1件、 ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)1件、自転車1件)
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 4件 (うち食器乾燥機付流し台1件、自転車1件、 ポータブル電源(リチウムイオン)1件、エアコン(室外機)1件)
- 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及 び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審 議を予定している案件 該当案件なし
 - 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 小泉成器株式会社が輸入した電子レンジについて (管理番号: A202000629)

①事故事象について

事務所で小泉成器株式会社(法人番号: 3120001079011) が輸入した電子レンジを 焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が起こり、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、事故の再発防止を図るため、2007年(平成19年)9月12日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、また2008年(平成20年)3月以降、複数回にわたりテレビCM放送を実施し、さらに、販売店を通じた使用者へのダイレクトメールの送付や店頭告知により、対象製品について無償改修(スイッチの交換)を実施しています。

③対象製品:機種・型式、製造期間、対象台数

//////////////////////////////////////	工一、	
機種・型式	製造期間	対象台数
	1997年1月- 6月期	
KRD-0105	~	18, 978
	1999 年 7 月 — 12 月期	
	1997年1月-6月期	
KRD-0106	~	61, 094
	2000年7月-12月期	
合 計		80, 072

2007年(平成19年) 9月12日からリコール(無償改修)を実施改修率: 6.5%(2020年11月30日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故(原因調査中を含む。)の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

>14 >15 1 34 42 73 07C		1			
年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	2	火災	2014年度	2	火災
2019年度	0	_	2013年度	3	火災
2018年度	0	_	2012年度	2	火災
2017年度	1	火災	2011年度	3	火災
2016年度	3	火災	2010年度	2	火災
2015年度	2	火災			

※当該事故(管理番号: A202000629) は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(KRD-0105の場合)



(KRD-0106の場合)



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

小泉成器株式会社

電 話 番 号:0120(551)494

受付時間: 9時~17時(土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く。) ウェブサイト: http://www.koizumiseiki.co.jp/support/important/post.

html

(2) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について

(管理番号: A202000635)

①事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社(法人番号:9030001041957)が製造した自転車で 走行中、ハンドルを切ったところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発 生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック(前錠)と後輪錠(サークロック)を組み合わせた錠前システムで、後輪錠(サークロック)の施錠・開錠と連動してハンドルロック(前錠)も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、事故の再発防止を図るため、2019年(令和元年)6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。 消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

〇消費者庁(令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表) ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中 止してください!

ウェブサイト:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

〇経済産業省(令和元年6月24日)

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください!

ウェブサイト:

https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html

また、消費者庁では、2020年(令和2年)6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

〇消費者庁(令和2年6月24日)

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト:

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_03 3/assets/caution 033 200624 0001.pdf

③対象製品:商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動	https://www.bscycle.co.jp	2003年9月	3, 164, 913
アシスト自転車(販売:ブリデストンサイクル株式会	/pdf/important_20190624.p	~	
社)	df	2015年5月	
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト	https://www.yamaha-motor.	2004年10月	266, 225
自転車(販売:ヤマハ発動	co.jp/recall/pas/2019-06-	~	
機株式会社)	24/pdf/2019-06-24_list.pd	2015年1月	
合	計		3, 431, 138

2019 年(令和元年) 6月24日からリコール(無償点検・改修) を実施改修率: 15.4%(2020年11月26日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故(原因調査中を含む。)の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	23	重傷	2014年度	0	_
2019年度	42	重傷	2013年度	0	_
2018年度	1	重傷	2012年度	0	_
2017年度	2	重傷	2011年度	0	_
2016年度	0	_	2010年度	0	_
2015年度	0	_			

※当該事故(管理番号: A202000635) は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック (一発二錠) の表示窓部のラベル色をご確認ください。 ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。 対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月~2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。 対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。





<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



〇ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電 話 番号:0120(502)092

受 付 時 間:10時~18時(土・日・祝日を除く。)

ウェブサイト: https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電 話 番 号:0120(801)309

受付時間:10時~12時30分、13時30分~18時

(土・日・祝日・事業者指定休日を除く。)

ウェブサイト: https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当:加藤、鈴木、豊田 電 話:03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当:関根、田代、大江 電 話:03(3501)1707(直通)

FAX: 03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種·型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000631	令和2年11月18日	令和2年11月30日	草焼きバーナー	KY-5000	榮製機株式会社	死亡1名	当該製品から灯油が漏れ、使用者に付着し火 傷を負い、死亡した。当該製品の使用状況を 含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和2年12月3日に 消費者安全法の重 大事故として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種•型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000629	令和2年11月19日	令和2年11月30日	電子レンジ	KRD-0105	小泉成器株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が起こり、出火に至ったものと考えられる。	千葉県	製造から20年以上経過した製品令和2年12月3日に消費者安全法の重大事故として公表日平が617年12年に対している表別のでは、10年のでは、1
A202000630	令和2年5月31日	令和2年11月30日	リチウム電池内蔵 充電器	LP-MBY78	株式会社MSソリュー ションズ (輸入事業者)	火災	寮で当該製品を焼損する火災が発生した。現 在、原因を調査中。	東京都	令和2年10月15日に 消費者を全法の重 大事業者が重大製品 事業者として認識した のは令和2年6月7日 報告書の提出期限 を超過しまる が重業者に対し が重業者に対し が重注
A202000634	令和2年9月11日	令和2年11月30日	ウェアラブル端末 (リストバンド型、充 電式)	W10	株式会社オシニル (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が異常発熱し、手首に火傷を負った。現在、原因を調査中。	大阪府	令和2年10月22日に 消費者安全法の重 大事故として公表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年11月 25日
A202000635	令和2年9月28日	令和2年11月30日	自転車	CC43TP	ブリヂストンサイクル 株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発ニ錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	埼玉県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年11月 19日 令和元年6月24日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:15.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000632	令和2年11月19日	令和2年11月30日	食器乾燥機付流し 台		当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202000633	平成31年3月14日	令和2年11月30日	自転車	田 4年 12年	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、口を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年11月 19日
A202000636	令和2年11月1日	令和2年12月1日	ポータブル電源(リ チウムイオン)		当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和2年11月12日 に消費者安全法の 重大事故等として 公表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年11月 18日
A202000637	令和2年11月19日	令和2年12月1日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	東京都	

^{4.} 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

リチウム電池内蔵充電器(管理番号: A202000630)



ウェアラブル端末 (リストバンド型、充電式) (管理番号: A202000634)

